

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

ロシアは、本年2月24日にウクライナへの全面的な侵攻を開始し、インフラである鉄道、学校、病院、住宅の砲撃などにより多くの人命が失われている。この行為は国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことはできない。

この軍事侵攻は、多数の民間人を含む人々の命を奪い、ウクライナの主権や人々の自由を踏みにじる行為であり、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命が危ぶまれている。

また、ウクライナの原子力発電所および、その関連施設を砲撃したことは、明らかな国際法違反であり、このような極めて危険な武力行使は決して許されるものではない。

日本の原子力規制においては、同様な行為を想定外としている現状ではあるが、原子力発電所立地である本市として、このような事態は大規模な被害となることを考えると、非常に憂慮すべき事態であり、到底看過できないものである。

ここに敦賀市議会は、ロシアによるウクライナへの砲撃や、主権侵害に対し強く抗議するとともに、軍事行動を直ちに中止し、即時無条件でロシア軍が撤退するように強く求める。

なお、政府においては、邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと、厳格かつ適切な対応を強く要請するものである。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 23 日

敦 賀 市 議 会